

平成 24 年 9 月 19 日に「長崎市外海の石積集落景観」は、文化財保護法第 134 条に規定する重要文化的景観に選定されました。今後は、長崎ならではの価値を発信する文化的景観を、地域で守り、高め、次世代へと継承していくために、具体的に将来に向けて望ましい文化的景観を保存・整備・活用することをめざします。

※重要文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」

## 保存に向けた取り組み

重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合等、文化財保護法により、文化庁長官に届出こととされています。このため、次の現状変更行為等を行う場合は、市役所担当窓口にお問合せください。

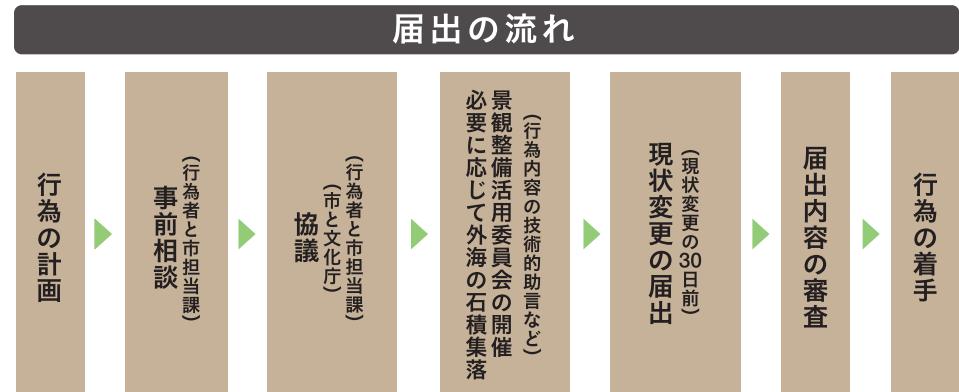
また、文化的景観の保存活用のために行われるさまざまな事業に対して、国等からその経費の補助が行われるほか、重要な家屋について固定資産税の減免措置があります。

### 主な届出対象行為

要素	対象行為・規模
石積み工作物 (石垣・石塀など)	高さ 1.5m、 又は長さ 5m を超える除去・修繕 新築・増改築・移転・塗替えなど
ネリベイ建物	外観面積又は延べ面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を越える除去・修繕 新築・増改築・移転・塗替えなど
墓地 (積石墓)	除去、あるいはいくつかの 積石墓の集約
農地	面積が 1000 m <sup>2</sup> 以上、又は、法面又は 擁壁の高さが 1.5mを超える 土地の形質変更
里道	道幅の拡張や路面の修繕など
景観木	樹高が 10m以上 又は、幹の周囲が 1mを超える伐採
藩境石	除去

※維持の措置や非常災害にかかる応急措置等においては、現状変更等の届出が必要ありません。

※重要構成要素は、対象行為の規模にかかわらず届出が必要です。



## 整備・活用に向けた取り組み

今後は、文化的景観の価値の質を高め、交流の拡大による地域活性化につなげていけるよう、整備活用に向けた取り組みを進めます。

### 整備・活用の取り組みイメージ



問い合わせ先 | 長崎市総務局 世界遺産推進室  
〒850-8685 長崎市桜町2-22 市役所本館4階  
TEL 095-829-1260 / E-mail sekaiisan@city.nagasaki.lg.jp